

2023年（令和5年）12月11日

株式会社三木よかわカントリー  
代表取締役 佐治 重仁 様

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

理事長 鈴木 尉 久



〒650-0011

神戸市中央区下山手通5丁目7番11号

兵庫県母子会館2階C

TEL 078-361-7201 FAX 078-361-7205

URL : <https://hyogo-c-net.com>

担当：司法書士 茂木昌子

TEL : 078 - 371 - 1721 FAX : 078 - 371 - 1712

## 再 質 問 書

先般、当法人より、リソルホールディングス株式会社に対して、2023年（令和5年）9月12日付質問書（以下、「本件質問書」といいます。）を送付したところ、三木よかわカントリークラブの運営会社である貴社より2023年（令和5年）9月27日付の回答書（以下、「本件回答書」といいます。）を受領いたしました。ご対応いただきありがとうございますございました。

本件回答書の内容を踏まえて、確認させていただきたい点がございいますので、下記のとおり再度質問をさせていただきます。たびたびの質問となり恐縮ですが、本書面到達の日の翌日から1か月以内に、当法人事務所まで文書をもってご回答くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本書面並びに本書面に関する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本書面に関する経緯・内容については、すべて公表させていただきますので、あらかじめ申し添えます。

### 記

#### 1. キャンセル料、人数割増料金の設定について

貴社は、本件回答書(2)において「4名で予約、1名が当日キャンセルとなった場合の利用料金の総額は、当日キャンセルせず4名でプレーした場合の利用

総額を上回っておりません」、とご回答されています。確かに本件質問書1の事例では、1名分のプレー料金が14,980円であるところ、キャンセルによって生じることになる追加代金は11,000円となり、プレー料金を下回るため、追加代金を含めた利用総額がキャンセルをしなかった場合の利用料金の総額を上回ることはないと思われま

しかし、添付の「【超！直前】〈5組限定〉セルフ【限定昼食付】※備考必読※」プラン(以下、「直前プラン」といいます。)では、1名分のプレー費が5,980円、3バック割増料金が1,000円、キャンセル料が3,000円と設定されているため、このプランで1名が当日にキャンセルすると、追加代金を含めた利用料金の総額は23,940円となり、4名でプレーする場合の利用料金の総額23,920円を20円上回ることとなります。この場合に、貴社が利用者に請求される金額は、23,940円ではなく、23,920円となるのでしょうか。

また、貴社は、本件質問書(3)へのご回答において、「今後、違法なプラン設定のないよう、留意してまいります」、とご回答されています。その意味するところは、いかなる場合であってもキャンセル料と人数割増料金の総額が、キャンセルしない場合の利用料金の総額を上回らないように各料金額を設定されるという趣旨であろうと思料いたしますが、今回の直前プランのように上回っているケースが存在するという点について、どのように理解させていただいたらよろしいのでしょうか。

## 2. キャンセルポリシーについて

ゴルフ場予約サイトG D Oにおける貴社の予約ページには、キャンセル料として、「平日：1名様につき3,000円 土日祝日、特別期間：1名様につき5,000円 予約代表者様に請求いたします。」とあり、こちらは全ての予約について共通しているように見受けられます。これに対して、人数割増料金は、日によって変動し、3バック割増料金が3,000円のことあれば、1,000円のこともあるようです。2サム割増料金についても同じです。そうすると、今後もし貴社が行うキャンペーン、バーゲンセールなどの場合に特別にプレー費を安く設定された場合には、人数割増料金を低額にする(例えば、上記の直前プランでは、人数割増料金が990円であれば4名でプレーする場合の利用料金の総額を上回りにません。)ことにより、上記の点に配慮して違法なプラン設定とならないようにご配慮いただけるということでしょうか。違法なプラン設定とならないために、どのようにご留意されるのか、具体的にご教示ください。

以上